

議案第25号

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年3月16日(月) 教育委員会事務局 教育総務課

1 改正を必要とする条例

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第22号)

2 改正の趣旨

令和7年に開催した大津市特別職報酬等審議会にて諮問した大津市特別職の給与及び大津市議会議員の議員報酬について、審議会からの答申があった内容に基づき、改定を行う。

3 改正の内容

大津市特別職報酬等審議会から答申のあった副市長の改定率と同率である2.425%の増額改定
※公営企業管理者も同様の取扱いとしている。

教育厚生常任委員会資料 (議案第25号)

単位:(円)

職名	改定前	改定後	増額幅 B-A	年影響額(賞与含む) (B-A)×12+賞与
	給料・報酬 A	給料・報酬 B		
市長	1,032,000	1,082,000	50,000	810,000
副市長	897,000	918,000	21,000	340,200
教育長	794,000	813,000	19,000	307,800
公営企業管理者	794,000	813,000	19,000	307,800
議長	657,000	700,000	43,000	696,600
副議長	611,000	650,000	39,000	631,800
議員	563,000	600,000	37,000	599,400

※賞与支給月数 3. 5月(6月:1.75 12月1.75)

4 施行日

令和8年4月1日から